

# 住民基本台帳ネットワークシステムの 第2次サービスが始まります

全国規模で本人確認及び住民基本台帳事務を効率的に行い、住民サービスの向上を図るために昨年8月5日にスタートした住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスが8月25日から始まります。

## 《住民票の写しの広域交付》

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられるようになります。

## 《転入転出手続の簡素化》

転入転出の手続で窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。

現在、他の市区町村へ引っ越し場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入した市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住民基本台帳カードを転入先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、転入転出の手続で窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。

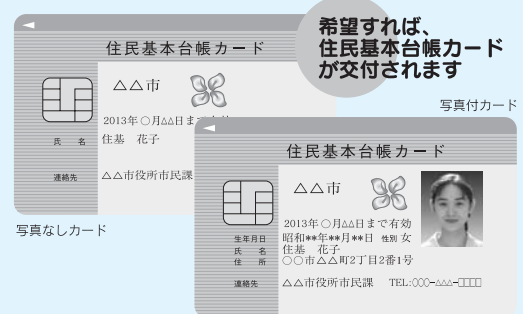
## 《住民基本台帳カードの交付》

希望者には住民基本台帳カードが交付されます。

住民基本台帳カードは、住民票の写しの広域交付や転入転出手続の簡素化での利用のほか、写真付き（交付申請時写真が必要）の場合は公的な本人確認書類としても利用できます。

なお、今後の住民基本台帳カードを利用したサービスとして、行政機関への申請・届出が自宅などのパソコンからオンラインで行えるようになるなどの予定があります。

住民基本台帳カードの交付手数料は500円です。



高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

問い合わせ先 大崎町役場 町民課 住民係 TEL76-1111 (内線124・125)

## ～北朝鮮による『拉致・救出』に対する署名のお礼～

大崎町の皆様には、温かい署名のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

全町域、5,921名の署名をいただき、拉致被害者家族一同心より深く感謝申し上げます。

ご存知のように、膠着状態が続き、進展の兆しもなく不安な日々でもありますが、一刻も早く拉致された弟『修一』や他の日本人全員の無事生還のその日まで、引き続きご理解とご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご尽力いただきました自治公民館連絡協議会々長をはじめ、各公民館々長、大崎町、そして町民の皆様には、紙面をお借りしましてお礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

平成15年6月26日

輝北町市成 市川 龍子

